明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令（文部科学三八）　一
〔規　則〕
○警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委九）　二
〔告　示〕
○令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を指定する件（文部科学一五〇）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について（農林水産省）　一四
国家試験
令和三年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二六
特殊法人等
弁理士登録関係　六一
地方公共団体
行旅死亡人関係　六三
会社その他
会社決算公告

省令

○文部科学省令第三十八号

理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項の規定に基づき、理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二十三日

文部科学大臣　萩生田光一